

建築家の建築設計監理とその報酬についての意識調査

(その1. 発注者の建築設計・工事監理及び報酬の捉え方について)

中 島 一 ・ 松 本 壮一郎

A Research on the Design, Construction Supervision,
and their Remunerations by Architect (Part I)

Hajimu NAKAJIMA, Sauichiro MATSUMOTO

建築家は、建築を創造し、都市のよりよい環境づくりに寄与しなければならない社会的責任をさせられた職能人であると言われ、建築設計監理を適切に実施することにより、その責務を果たして来た。しかし、最近、設計監理報酬のダンピング、競争入札等が実施されるなどと聞き、職能人としての基盤を失いつつあるように思われる。

そこで、建築設計監理業務と建築家の報酬に対する建築発注者側の考えを調査し、設計監理報酬のあり方と建築設計評価の要因を探った。

1. はじめに

人々の生活環境を守ることに、今日程、種々な方面でとりあげられていることはないだろう。それは、自然を守ろう、生活権を擁護しよう等の合言葉により象徴されている。この反面、現実の生活環境は、公害一日照権問題、電波障害、プライバシー侵害等一の名で代表される都市問題等で、著しく市民生活を疎外してきているのが現状である。

建築家は、建築を創造し、都市のよりよい環境づくりに寄与しなければならない社会的責任をさせられた職能人である。しかし、創ることに意義をもち、その行為により都市空間を形成している以上、前記のような都市問題が生じていることを率直に認め、建築の原点にかえり真剣にこの対応に努力を続けなければならない。

いっぽう建築設計監理を適切に実施することによりその責務を果たし得るものであるが、近年、設計監理報酬のダンピングあるいは、競争入札等が実施されている事実もわずかとはいえその実態を散見している今日、従来余りとりあげられなかった「建築家の報酬」は、避けて通れない重要な問題として眼前に展開されてきたのである。

そこで、この現状下に建築設計監理業務と建築家の報

酬に対する建築発注者の考え方をアンケート調査し、前記の問題点をさぐろうとした

2. 調査要領

発注者の建築設計監理及び報酬の捉え方については、主観的なものとして捉えるべきではあるが、これを支えるためには当然客観的な判断資料によるものであることはいうまでもない。例えば、発注者の建築企画にともなうことについては、その建築の種別、構造、規模はもちろん、その内容及び立地条件などを勘案し、その判断にもとずき標記の諸問題が発想されるものである。

そこで、発注者側調査対象者を次のとおり分類した。

- a) 大都市の場合 名古屋市在住者
- b) 中都市の場合 豊田市在住者
- c) 小都市の場合 日進町在住者

また、この在住者に対して、各都市における青年会議所会員（ただし、日進町においては、商工会青年部会員）及び同上市町建築部局の技術職員（係長以上を対象）より無作為抽出した。調査方法は、自記式とし、郵便返送方式とした。

この結果59名の回答者について解析検討した。調査対象者の概要は次のとおりである。

調査対象（回答）者の勤務先は、全回答者の中で、官公庁勤務者18名、民間会社40名、不明1名で、官公庁勤務者は30.5%、民間会社は67.8%、不明の1.7%である。これはアンケート用紙配布率の官公庁勤務者30%、民間会社70%にはほぼ類似の結果となっている。

また、回答者の年齢を20才代、30才代、40才代、50才代以上として分類すると、次のとおりである。

20才代	5名(8.47%)
30才代	22名(37.29%)
40才代	24名(40.68%)
50才代以上	7名(11.87%)
不明	1名(1.67%)
計	59名(100%)

3. 調査結果の概要

3.1. 単純集計

a) 建築の発注方法について

設計と施工を分離して発注するか、あるいは設計と施工を同一の建設会社に発注するかについては、従来から問題となってきた重要な事柄である。

これについての発注者の意見は、次のとおりである。

設計施工を分離発注する	33名(55.9%)
設計施工を同一会社に発注する	17名(28.8%)
どちらでもよい	6名(10.2%)
その他	3名(5.1%)
計	59名(100%)

ここでわかるように半数以上の者が分離発注方式に賛意を表しているが、1/3程度の者が設計施工を同一会社での方式をとっていることは注目しなければならない。

この建築の発注方法についての理由の主なものは、次のとおりである。

建築の発注方法の理由

〔設計施工を分離発注する〕と回答した理由

- 責任の分担が明確化できる。
- 施工業者の選択の自由度が増す。
- 設計監理専業事務所は建設会社よりも建築主の立場になって考えてもらえる。
- 工事量が多い場合、建設会社一社では消化が困難である。
- 馴れ合いを防ぐ。
- 建設会社の都合のよいように変更できない。
- 建築主の意図を充分果せる。
- 責任区分を明確にでき、予算の高率使用ができる。
- 各専門の立場で仕事をした方がよいものができる。

- それぞれに適した建築家と建設会社を選択できる。

〔設計施工を同一会社に発注する〕と回答した理由

- 責任施工でよい。
- 設計意図が確実に工事に伝達される。
- 信用ある会社なら充分である。
- 経済的に完成できる。
- 建築士の意志が強くなる。
- 過剰設計、コスト無視の防止。
- 計画の一部変更や責任補償等の点から良い。
- 設計図書に表現していない部分も責任の追求ができる。
- 設計報酬料が安い。

〔どちらでもよい〕との回答した理由

- 分離、同一会社発注のメリットがわからない。
- 物件の条件により違う。
- 利点、欠点がそれぞれにある。

〔その他〕と回答した理由

- 建築物の用途により決める。

b) 建築家を選ぶ条件について

よい建築を創るためには、まずよい建築家を選ばなければならないことは当然のことである。

これについては、次のとおりである。

信頼できる建築家	39名(66.1%)
知人の紹介	7名(11.9%)
建築設計の実例が多い	10名(16.9%)
設計事務所の規模が大きい	0名(0%)
その他	1名(1.7%)
無回答	1名(1.7%)
計	59名(100%)

ここでわかるように信頼できる建築家が第1位を占め、次に建築設計の実積が多いとなっている。もっとも実積が大きいことが信頼される建築家に通じるとすれば83.05%の者が「信頼される建築家」を選ぶことになり、報酬の多少が必ずしもその条件にはなっていないが、また設計事務所の規模必ずしも選定条件の大きな要素にはなっていないことは注目すべきことであろう。

c) 建築設計評価の要因について

建築家が行なう設計作品の“よい”“悪い”に対する評価は非常に困難とされている。ある週間誌に「建築家の設計した住宅では住まわれない」とある座談会での飯沢匡氏の発言があったが、このことはそれなりの意味があり、評価の一断面を示したものと考えられる。

さて、ここでは、次のような結果となった。

1位	機能性	28名(47.5%)
2位	デザイン、美しさ(外, 内観)	17名(28.8%)
3位	施主の考えを反映	13名(22.0%)
4位	建築費の経済性	12名(20.3%)
5位	居住性	8名(13.6%)
6位	安全性	7名(11.9%)
7位	誠意をもった設計	5名(8.5%)
	施工性	5名(8.5%)
	環境との調和	5名(8.5%)
	耐久性	5名(8.5%)
	技術性	5名(8.5%)
	その他	27名(45.8%)
計(延)		137名

ここでみられるように機能性が第1位を占め、第2位がデザインであった。また、第3位として施主の考えを反映してくれていることが上っているが、双務契約にもとづく契約によるとはいえ、設計にあたり、住い手、使い手あるいは建築主の持ち合せている建築意図を建築学上表現してほしいとの願望のあらわれといえる。さらに第4位が建築費の経済性、第5位が居住性となっている。このデザイン(外観、内観共)、美しさを第2位に対し、居住性の第5位との関係は注目したいものである。

次に第6位に安全性である。近時各地で頻発している大地震に対する防災性と防火避難をも含めた安全性への評価と考えるべきであろう。

その他施工性、誠意をもった設計、環境との調和、耐久性、技術性等が設計の評価要因と考えられている。

d) 建築家に設計監理を委嘱した成果の結果について 建築家に実際設計監理を委嘱した成果の結果についての総合評価を求めたものである。

これについての結果は次のとおりである。

1位	価値ある設計であり、監理も充分で満足している。	18名(30.5%)
2位	まあまあだった	12名(20.3%)
3位	不満だった	11名(18.6%)
4位	設計はよかったが、監理が不充分であった。	9名(15.3%)
5位	設計は不満だが、監理には満足した。	1名(1.7%)
	その他	1名(1.7%)
	無回答	7名(11.9%)
計		59名(100%)

以上のとおり、設計、監理とも充分満足している者が30.5%で第1位であり、まあまあとしている者が20.3%の2位となっている。

しかし、不満であると訴えているのが18.6%を占め、設計か監理のいずれかが不満としている17.0%を加えると35.6%が何等の形で不満を示していることに思いを致さなければならない。

建築家に設計監理を委嘱した結果の理由について、その主なものは次のとおりである。

建築家に設計監理を委嘱した成果の結果の理由〔価値ある設計であり、監理も充分で満足した〕と回答した理由。

- 充分実績のあるところへ委嘱したから。
- 設計を建築家に、施工はその建築家の適切なアドバイスを得たから。
- 担当者と十二分に意見交換が出来たから。
- クレームの処理が積極的であった。
- 知人、縁者で責任感があった。
- 手直し、追加工事、価格修正等を善処してくれた。

〔まあまあである〕と回答した理由

- 心くばりが不充分であった。
- 全部がうまくいくという期待は無理である。

〔不満だった〕と回答した理由

- 事務的であった。
- アフターケア不足であった。
- 人選を誤った。
- 責任ある監理をしなかった。
- 過剰設計、コストを無視したような設計であった。
- 設計、監理、指導がなっていない。
- 資料が悪かった。
- ゼネコンと組んでいた。監理がゼネコンペースであった。
- プランの練り直しをいやがった。
- 図面が少なかった。
- 着工までの検討が不十分で、設計ミスによる変更がでた。
- 自信過剰であった。
- 施主の意向の吸収が不十分であった。

〔設計はとてもよかったが、監理が不充分であった〕と回答した理由

- 監理者の能力と努力が不足であった。
- 空調関係、給排水関係が悪かった。
- 設計との喰い違いの発見が遅れ、施工をやり直した。

〔その他〕と回答した理由

○ 建築事務所により、また担当者により、指示事項にバラツキがあった。

e) 設計監理報酬額の決め方について

このことについては、種々の決め方がある。その方法として一応下記の各項目を考えた。その結果は、次のとおりであった。

1位	建築主と建築家がその都度話し合って決める。	32名(54.2%)
2位	国、建築主代表、建築家の三者で標準額を決める。	15名(25.4%)
3位	日本建築家協会が標準規準を自主的に決める。	4名(6.8%)
3位	国が公定すべきである。	4名(6.8%)
5位	その他	2名(3.4%)
	無回答	2名(3.4%)
計		59名(100%)

すなわち自由業の原則に一致する建築主と建築家がその都度話し合いで決めることが1位となり、2位が三者協議により決めるとなっている。しかし、3位に設計監理報酬額は、国で公定すべきであるとしていることは一考を要する。

設計監理報酬額の決め方についての理由について、主なるものは、次のとおりである。

設計監理報酬額の決め方の理由

〔建築主と建築家がその都度話し合って決める〕と回答した理由。

- 設計者、建築事務所により能力が違う。
- 画一的に定めるべきでない。
- 設計条件が夫々異なる。
- 建築主の価値感が優先するものである。
- 設計、見積り等が無料の場合もある。
- 設計報酬の制限は設計者の意欲を失う。
- ある基準をもとに、その都度両者で話し合う。

〔国、建築主代表、建築家の代表の三者が標準額を決める〕と回答した理由

- 公正である。
- 芸術、技術のみを多く評価すべきでない。
- あくまでも標準である。
- 一般建築主のコンセンサスが得られる必要がある。

〔国が公定すべきだ〕と回答した理由

- 依頼するときの設計内容を判断する資料となる。
- 標準として、その都度話し合う。
- 現行は差が大きすぎる。

○ 適正額設定のため。

f) 建築設計監理報酬額は、建築家によって差をつけることの是非について

建築設計作品の評価はその要因を求めることも困難であるが、さらにこの評定は困難である。

しかし、成果品の優劣は、何らかの形で評価されるべきものである。そこで、建築主の考えを尋ねると、次のとおりの回答を得た。

1位	建築家によって差をつけるべきである。	36名(61.0%)
2位	設計監理報酬額は均一とすべきである。	9名(15.3%)
3位	差をつける必要なし。	7名(11.9%)
4位	わからない。	5名(8.5%)
5位	差はつけられない。	1名(1.7%)
	無回答	1名(1.7%)
計		59名(100%)

1位は厳密にいつて過去の実績や能力などに多少の差異があれば、差をつけるべきだとしている。2位は報酬額は均一にすべきとなっているものの、過半数が差をつけるべきとなっていることは注目すべきである。

g) 建築設計監理報酬額の競争が建築設計作品に及ぼす影響について。

建築設計監理報酬額の決め方については、前述の考え方についての志向性として述べたとおりである。

しかし、この報酬額の競争によって、建築設計作品にどのような影響を与えるだろうか。

これについて、次のような予想を行なっている。

建築レベル向上に役立つ。	9名(25.0%)
丁寧な設計ができない。	7名(19.4%)
経済性に走りすぎる。	4名(11.1%)
競争すべきでない。	4名(11.1%)
設計図書の手抜きがおこる。	2名(5.6%)
競争は妥当である。	1名(2.8%)
影響はない。	9名(25.0%)
計	36名(100%)

ここでみられるように、競争することは、建築のレベル向上に役立つというのと、影響はないとの考え方がそれぞれ25%を占め最上位であり、次にていねいな設計ができないとしているのが19.4%と続いている。

h) 期待される建築家像について

一般の社会で期待される建築家像は、いったいどのようなものだろうか。

これについては、次のとおりである。

技術能力の向上志向をもった建築家	6名(10.2%)
信頼される専門家	6名(10.2%)
プロとしての責任をもっている	5名(8.5%)
建築主の委任に応じてくれることと、リードしてくれる人	5名(8.5%)
よりよい生活空間への創造	5名(8.5%)
良心的な設計と報酬	3名(5.1%)
経済的な住みよい建築を創造	3名(5.1%)
周辺の環境を考慮したもの	3名(5.1%)
自己の作品に自信	2名(3.4%)
誠実	2名(3.4%)
良心	2名(3.4%)
施工監理が完全であること	2名(3.4%)
ざん新なデザインより大衆が認めるもの	2名(3.4%)
人間性	1名(1.7%)

設計の報酬率を明記	1名(1.7%)
工業金額の内容を示す	1名(1.7%)
長期の使用に耐えるもの	1名(1.7%)
個性に富んだ作品	1名(1.7%)
国土に調和したもの	1名(1.7%)
期待しない	1名(1.7%)

ここでわかるように「信頼される建築家」「技術能力の向上志向」を建築家に期待されていることがわかる。また、「建築家のプロとしての責任をもち」「建築主を建築のプロとしてリードしてくれる人」などが期待される建築家像といえる。

3.2. 相 関 係 に つ い て

a) - 1 回答者の勤務先別と建築の発注方式について

回答者の勤務先を官公庁、民間会社員とに大別して、建築の発注方式との相関をみると次のとおりである。

	官 公 庁	民 間 会 社	不 明	計
設計施工分離	9 (50%)	2 4 (60%)		3 3 (55.9%)
設計施工を同一会社に	7 (38.9%)	9 (22.5%)	1 (100%)	1 7 (28.8%)
どちらでもよい	2 (11.1%)	4 (10%)		6 (10.2%)
そ の 他	0	3 (7.50%)		3 (5.1%)
無 回 答	0	0		0
計	1 8 (100%)	4 0 (100%)	1 (100%)	5 9 (100%)

上記のように設計施工分離については、官公庁で50%、民間で60%を占めているとはいえ、やっと過半数に達しているにすぎないことがわかる。また設計施工については、官公庁の38.89%を占めているのに対し、民間会社の

22.50%となっているが、これは官公庁勤務の係長以上の技術職員の意識であるもので、これ又注目すべきであろう。

a) - 2 年令と建築の発注方法

建築の発注方法の年令別対応については、次のとおりである。

	20才代	30才代	40才代	50才代以上	不 明	計
設計・施工の分離	2 (40%)	1 1 (50%)	1 7 (70.8%)	3 (42.9%)	0	3 3 (55.9%)
設計施工を同一会社	2 (40%)	7 (31.8%)	5 (20.8%)	2 (28.6%)	1 (100%)	1 7 (28.8%)
どちらでもよい	1 (20%)	3 (13.6%)	1 (4.2%)	1 (14.3%)		6 (10.2%)
そ の 他	0	1 (4.5%)	1 (4.2%)	1 (14.3%)		3 (5.1%)
計	5 (100%)	2 2 (100%)	2 4 (100%)	7 (100%)	1 (100%)	5 9 (100%)

ここでわかるように20才代は、設計施工分離と同一会社ではそれぞれ40%となっているが、30才代では分離が50%、同一会社が31.8%、40才代では分離が70.8%、同一会社が20.8%となり、設計と施工を分離する傾向が高

くなる。この傾向は、50才代では減少はするが、年令の変化と職場での地位からくる考え方の変化と何らかの関係があると思われる注目したい。

b) -1 勤務先別と建築家選ぶ条件

官公庁と民間会社に大別してみると、次のとおりとなる。

	官 公 庁	民 間 会 社	不 明	計
信頼できる建築家	1 0 (55.6%)	2 8 (70%)	1 (100%)	3 9 (66.1%)
建築設計の実績が多い	4 (22.2%)	6 (15%)	0	1 0 (16.9%)
知人の紹介	3 (16.7%)	4 (10%)	0	7 (11.9%)
報酬が安価であるから	0	1 (2.5%)	0	1 (1.7%)
そ の 他	1 (5.6%)	1 (2.5%)	0	2 (3.4%)
計	1 8 (100%)	4 0 (100%)	1 (100%)	5 9 (100%)

民間会社に勤務している者の中、70%の者が、また官
公庁に勤務している者の55.6%が信頼できる建築家とし

b) -2 年令と建築家を選ぶ条件

建築家を選ぶ条件を年令別にみると、次のとおりである

	20才代	30才代	40才代	50才代以上	不 明	計
信頼できる建築家	2 (40%)	1 5 (68.2%)	1 6 (66.7%)	5 (71.4%)	1 (100%)	3 9 (66.1%)
建築設計の実績が多い	1 (20%)	4 (18.2%)	3 (12.5%)	2 (28.6%)	0	1 0 (16.9%)
知人の紹介	0	3 (13.6%)	4 (16.7%)	0	0	7 (11.9%)
報酬が安価であるから	1 (20%)	0	0	0	0	1 (1.7%)
そ の 他	0	0	1 (4.2%)	0	0	1 (1.7%)
無 回 答	1 (20%)	0	0	0	0	1 (1.7%)
計	5 (100%)	2 2 (100%)	2 4 (100%)	7 (100%)	1 (100%)	5 9 (100%)

これをみると信頼できる建築家と答えた者は、50才代
が最高で、次に30才代、40才代であり、20才代では40%
となっている。

しかし、実績が多いが、必ずしも選定の大きな条件と

なっていないことは、むしろ信頼できる方でホローして
いると考えられる。

20才代の中で、設計監理報酬額が安いことを条件にす
る者が1名いた。

c) -1 勤務先別と建築家に設計監理を委嘱した結果との相関

	官 公 庁	民 間 会 社	不 明	計
価値ある設計であり監理も十分満足している	4 (22.2%)	1 4 (35%)	0	1 8 (30.5%)
まあまあである	4 (22.2%)	8 (20%)	1 (100%)	1 2 (20.3%)
不満だった	3 (16.7%)	7 (17.5%)	1 (100%)	1 1 (18.6%)
設計はよかったが監理が不満	2 (11.11%)	7 (17.5%)	0	9 (15.3%)
設計は不満だが監理は満足	0	1 (2.50%)	0	1 (1.7%)
そ の 他	1 (5.6%)	0	0	1 (1.7%)
無 回 答	4 (22.2%)	3 (7.5%)	0	7 (11.9%)
計	1 8 (100%)	4 0 (100%)	1 (100%)	5 9 (100%)

価値ある設計であり監理も十分満足していると答えた
者は民間会社の勤務者の方が官公庁勤務者より大きいこ

とがわかる。いっぽう不満であるという方についてもこ
れと同様の傾向ではあるが、この率は小さいことがわかる。

c) -2 年令と建築家に設計監理を委嘱した結果との相関

	20才代	30才代	40才代	50才代以上	不明	計
価値ある設計であり監理も充分満足している	0	7 (31.8%)	8 (33.3%)	3 (42.9%)	0	18 (30.5%)
まあまあである	2 (40%)	5 (22.7%)	3 (12.5%)	2 (28.6%)	0	12 (20.3%)
不満だった	2 (40%)	3 (13.6%)	4 (16.7%)	1 (14.3%)	1 (100%)	11 (18.6%)
設計はよかったが監理が不満	0	2 (9.1%)	7 (29.2%)	0	0	9 (15.3%)
設計は不満だが監理は満足	0	1 (4.4%)	0	0	0	1 (1.7%)
その他	0	0	1 (4.2%)	0	0	1 (1.7%)
無回答	1 (20%)	4 (18.2%)	1 (4.2%)	1 (14.3%)	0	7 (11.9%)
計	5 (100%)	22 (100%)	24 (100%)	7 (100%)	1 (100%)	59 (100%)

十分満足と答えている者は、年令が上るにしたがって 多かった。
 多くなる反面、不満だとする者は年令に関係のないこと

d) -1 勤務先別と設計監理報酬額の決め方との相関について

	官公庁	民間会社	不明	計
建築主と建築家とその都度話し合いで決める	8 (44.4%)	23 (57.5%)	1 (100%)	32 (54.2%)
国、建築主代表、建築家代表の三者で標準額を決める。	7 (38.9%)	8 (20%)	0	15 (25.4%)
日本建築家協会が報酬規準を自主的に決める	1 (5.6%)	3 (7.5%)	0	4 (6.8%)
国が公定すべきだ	1 (5.6%)	3 (7.5%)	0	4 (6.8%)
その他	0	2 (5%)	0	2 (3.4%)
無回答	1 (5.6%)	1 (2.5%)	0	2 (3.4%)
計	18 (100%)	40 (100%)	1 (100%)	59 (100%)

ここでみられるように、その都度話し合いで決めることと三者で決めることが上位であるものの、官公庁の 44.4%、38.9%でさほどの差はないものの、民間の場合、57.5%、20%と、その都度話し合いで決める方が過半数を占めていることが特徴である。

d) -2 年令と設計監理報酬額の決め方との相関について
 年令別によるこのことについてみると、次のとおりである。

	20才代	30才代	40才代	50才代以上	不明	計
建築主と建築家とその都度話し合いで決める	3 (60%)	8 (36.3%)	15 (62.5%)	5 (71.4%)	1 (100%)	32 (54.2%)
国、建築主代表、建築家代表の三者で標準額を決める	2 (40%)	8 (36.3%)	4 (16.7%)	1 (14.3%)	0	15 (25.4%)
日本建築家協会が報酬規準を自主的に決める	0	0	3 (12.5%)	1 (14.3%)	0	4 (6.8%)
国が公定すべきだ	0	3 (13.6%)	1 (4.2%)	0	0	4 (6.8%)
その他	0	1 (4.6%)	1 (4.2%)	0	0	2 (3.4%)
無回答	0	2 (9.1%)	0	0	0	2 (3.4%)
計	5 (100%)	22 (100%)	24 (100%)	7 (100%)	1 (100%)	59 (100%)

ここでみられるように30才代から、40、50才代と年令が上昇するにしたがって、その都度話し合いで決める率が上昇している。これに対し、三者で決めることについては、年令が下るにしたがって高くなっていることがわかる。
 国が公定すべきと答えているのは、30才と40才であるが、30才代の13.6%もあることには注目すべきである。

e) - 1 勤務先別と報酬額を建築家により差をつけることの是非について
このことについては、次のとおりである。

	官 公 庁	民 間 会 社	不 明	計
建築家によって差をつけるべきだ	7 (38.9%)	28 (70%)	1 (100%)	36 (61.0%)
技術や実績が同一なら均一であるべきだ	5 (27.8%)	4 (10%)	0	9 (15.3%)
差をつける必要なし	4 (22.2%)	3 (7.5%)	0	7 (11.9%)
わからない	1 (5.6%)	4 (10%)	0	5 (8.5%)
差はつけられない	0	1 (2.5%)	0	1 (1.7%)
無 回 答	1 (5.6%)	0	0	1 (1.7%)
計	18 (100%)	40 (100%)	1 (100%)	59 (100%)

“建築家によって差をつけるべきだ”とするものについて民間会社勤務者が70%に対し、官公庁勤務係長以上の技術職員においては約39%となっており、差をつける必要なしとするのが官公庁では22%に対し民間会社が僅

か7.5%となっていることは、技術者が建築設計の実態に遭遇する機会が多く、またその本質的なものへの理解が高いからと考えられる。

e) - 2 年令と報酬額を建築家により差をつける是非について

	20才代	30才代	40才代	50才代以上	不 明	計
建築家によって差をつけるべきだ	0	12 (54.5%)	19 (79.2%)	3 (42.9%)	1 (100%)	36 (61.0%)
技術や実績が同一なら均一であるべきだ	1 (20%)	4 (18.2%)	0	4 (57.1%)	0	9 (15.3%)
差をつける必要なし	1 (20%)	3 (13.6%)	3 (12.5%)	0	0	7 (11.9%)
わからない	2 (40%)	1 (4.5%)	2 (8.3%)	0	0	5 (8.5%)
差はつけられない	1 (20%)	1 (4.5%)	0	0	0	1 (1.7%)
無 回 答	0	1 (4.5%)	0	0	0	1 (1.7%)
計	5 (100%)	22(100%)	24 (100%)	7 (100%)	1 (100%)	59 (100%)

ここでわかるように“建築家によって差をつけるべきだ”とするものについては、40才代においては79.2%も占め、次に30才代の54.55%、50才代の42.9%と続いている。いっぽう僅かであるが、“差はつけられない”とするのは、40才代、50才代では見当らないことがわかる。

4. おわりに

以上のとおり、建築発注者側から見た建築家と建築設計・工事監理及びその報酬について探って来た。

発注者側から見た建築家の報酬について「建築家によって差をつけるべきである」に多くの者が集中したように、期待される建築家像として「技術能力の向上志向をもった建築家」「信頼される専門家」といった技術面への要請を強く持つ傾向が見られた。

また、設計評価の要因については、「機能性」「デザイン」「施主の考えの反映」「建築費の経済性」を上げる者が多く、建築主が持つ願望との対応で考える傾向が見られ、報酬等の建築家の評価の基準になっていると思われた。